

津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度

平成30年度 募集案内

津山市では、仕事と生活の両立や男女がともに働きやすい職場環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランスの向上に積極的に取り組む企業を「津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し、その取り組み事例を広く紹介することにより、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進を応援します。ぜひ、ご応募ください。

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）推進の取り組みとは？】

企業におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みとは、従業員の「仕事」と「仕事以外の生活」の両立を支援し、従業員が働き続けやすい職場環境を整えることがあります。

例えば、従業員が子どもを産み育てながら、または親を介護しながら仕事を続けるために、休業制度を導入したり、働く時間に柔軟性をもたせたりして仕事以外の時間を確保する環境を整備すれば、従業員は仕事を辞めることなく、長く活躍してもらうことが可能になります。また、そのような環境は、その他の従業員にとっても働きやすい環境となります。

ワーク・ライフ・バランスの充実は、企業・従業員双方にとってメリットのある取り組みです。

企業 従業員が仕事と生活を両立でき、男女がともに働きやすい職場環境を整備すると、従業員の定着や優秀な人材の確保、従業員の満足度や仕事への意欲の向上につながり、生産性を高めることができます。

従業員 働き方を見直して仕事の効率を上げると、時間に余裕が生まれ、充実した生活が送れます。また、その充実した生活で得た人脈、スキル、アイデアが、仕事の質と効果を高め、仕事へのやりがいにつながります。

「仕事（ワーク）」と「生活（ライフ）」のどちらも充実させることで生まれる好循環は、社会全体の活性化につながります。

ワーク・ライフ・バランスの充実で企業も、働く人と家族もみんな幸せに



1 対象

ワーク・ライフ・バランスや男女がともに働きやすい職場環境づくりに向け積極的な取り組みを行っている市内に事業所を有する企業。

2 認定要件

次に該当するもの。（※申請後、津山市の基準による審査があります。）

- （1）【子育て支援分野】 仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいること。
- （2）【介護支援分野】 仕事と介護の両立支援に積極的に取り組んでいること。
- （3）【雇用環境整備分野】 時間外労働の削減や有給休暇の取得促進など、働き方を見直し、男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいること。
- （4）【地域活動支援分野】 仕事と地域活動の両立支援や地域貢献活動に積極的に取り組んでいること。

3 申請方法など

（1）申請書の入手方法

- ①市ホームページよりダウンロード
- ②電話にて申請書を請求

津山市総務部人権啓発課男女平等推進係

津山男女共同参画センター「さん・さん」

電話：(0868) 31-2533 [火曜日・祝日・年末年始は休館日です。]

（2）申請書の提出

下記のあて先へ持参または郵送してください。

〒708-8520 津山市新魚町 17 アルネ・津山 5 階

津山男女共同参画センター「さん・さん」

4 募集期間

平成 30 年 11 月 1 日（木）～平成 31 年 1 月 11 日（金）【必着】

5 認定について

（1）認定の可否を審査します。

※認定期間は平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日の 3 年間です。

※認定の証として「津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」を交付します。

（2）認定企業を広く PR します。

※市ホームページ等で取り組み内容をはじめ、企業紹介を掲載するなど広く広報します。

6 問い合わせ先

津山市総務部人権啓発課男女平等推進係

津山男女共同参画センター「さん・さん」

住所：〒708-8520 津山市新魚町 17 アルネ・津山 5 階

電話：(0868) 31-2533 FAX：(0868) 31-2534

E-メール：sun-sun@city.tsuyama.lg.jp

